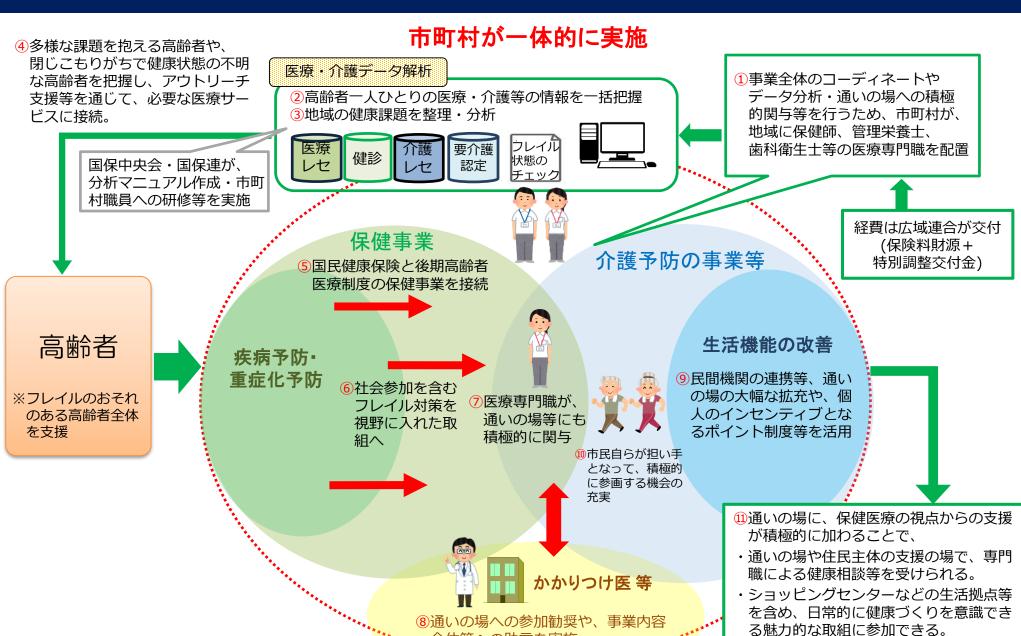
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(市町村における実施のイメージ図)



全体等への助言を実施

1

・フレイル状態にある者等を、適切に医療

サービスに接続。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(スキーム図)

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、 後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、<u>市町村において、介護保険の地域支援事業や国</u> 民健康保険の保健事業と一体的に実施。

国(厚生労働省)

- ○**保健事業の指針**に おいて、一体的実施 の方向性を明示。 (法)
- ○<u>具体的な支援メニュー</u> をガイドライン等で提示。
- ○特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

<市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施>

広域連合

委託 法

市町村

- ○<u>広域計画</u>に、広域連合 と市町村の連携内容を 規定。<a>(法)
- ○データへルス計画に、事業の方向性を整理。
- ○<u>専門職の人件費等</u>の 費用を交付。

- 〇一体的実施に係る<u>事業の基本的な方針</u>を作成。法
- ○<u>市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業</u> との一体的な取組を実施。法
 - (例)データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への 参画、支援メニューの改善等
- ○<u>広域連合に被保険者の医療情報等の提供</u>を求めることができる。<a>(法)
- 〇地域ケア会議等も活用。

必要な援助

都道府県への 報告・相談

都道府県 (保健所含む)

○事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

国保中央会国保連合会

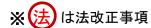
〇データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価 等 法

三師会等の 医療関係団体

〇取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

事業の一部を民間機関に委託できる。

(市町村は事業の 実施状況を把握、 検証)



保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)

退職等

医療保险

除険

被用者保険の保健事業(健保組合、協会けんぽ)

- 〇特定健診、特定保健指導
- 〇任意で、人間ドック
- 〇重症化予防(糖尿病対策等)

保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携 した受診勧奨・保健指導等の実施。

- ○健康経営の取組
- ・ 保険者と事業主が連携した受動喫煙対策や職場の動線を利用した健康づくりの実施。
- ・ 加入者の健康状態や医療費等を見える化した健康スコアリングレポート等の活用。

国民健康保険の 保健事業(市町村)

- 〇特定健診、特定保健指導
- 〇任意で、人間ドック
- 〇重症化予防(糖尿病対策 等)
 - 保険者により、糖尿病性 腎症の患者等に対して、 医療機関と連携した受診 勧奨・保健指導等の実施。
- 〇市町村独自の健康増進 事業等と連携した取組

後期高齢者広域連合の 保健事業

(広域連合。市町村に委託・補助)

- ○健康診査のみの実施が ほとんど
- 〇一部、重症化予防に向けた 個別指導等も実施

<u>国保と後期高齢者の</u> → <u>保健事業の接続の必要性</u> <u>(現状は、75歳で断絶)</u>

<u>保健事業と介護予防の</u> <u>一体的な実施(データ分析、</u> 事業のコーディネート等)

65歳

介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業等(市町村)

75歳

- 〇一般介護予防事業(住民主体の通いの場)
- ○介護予防・生活支援サービス事業訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食等)、生活予防支援事業(ケアマネジメント)

→保健事業との連携による支援メニューの充実の必要性

介護保険

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律第3条による 改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)(抄)①

第五節 高齢者保健事業

(高齢者保健事業)

- 第百二十五条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被 保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業(以下「<mark>高齢者保健事業</mark>」という。)を行うように努めなければな らない。
- 2 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たつては、第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。
- 3 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たつては、市町村及び保険者との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性 を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保 険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業(次条第一項において「国民健康保険保健事業」という。)及び介護保険法第百十五条の 四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業(次条第一項において「地域支援事業」という。)と一体的に実施するものとする。
- 4 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たつては、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、地方自治法第二百九十一条の七に規定する広域計画(次条第一項において「広域計画」という。)に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならない。
- 5 (略
- 6 厚生労働大臣は、第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の 提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 7 前項の指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に関する基本的事項
 - ニ 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村が行う取組に関す事項
 - 三 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村に対する支援に関する 事項
 - 四 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項
 - 五 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と地域の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
 - 六 その他高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けて配慮すべき事項
- 8 第六項の指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針、国民健康保険法第八十二条第九項に規定する指針及び介護保険法第百十六条第一項 に規定する基本指針と調和が保たれたものでなければならない。

(高齢者保健事業の市町村への委託)

- 第百二十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた市町村に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。
- 2 前項前段の規定により委託を受けた市町村の職員又は職員であつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らして はならない。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律第3条による 改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)(抄)②

(高齢者保健事業に関する情報の提供)

- 第百二十五条の三 後期高齢者医療広域連合は、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、市町村及び他の後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等(当該被保険者に係る療養に関する情報若しくは健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し、国民健康保険法の規定による療養に関する情報という。以下この条及び次条において同じ。)その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。
- 2 市町村は、前条第一項前段の規定により、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業の委託を受けた場合であつて、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。
- 3 前二項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は 記録の写しを提供しなければならない。
- 4 前条第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業を実施するため、前項の規定 により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規 定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報を併せて活用することができる。

(高齢者保健事業の関係機関又は関係団体への委託)

- 第百二十五条の四 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体(都道府県及び市町村を除く。以下この条において同じ。)に対し、その実施を委託することができる。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は前条第三項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。
- 2 第百二十五条の二第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、当該委託を受けた高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体に対し、その実施を委託することができる。この場合において、市町村は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は同項後段若しくは前条第三項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。
- 3 第一項前段又は前項前段の規定により委託を受けた関係機関又は関係団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第八節 高齢者保健事業等に関する援助等

(高齢者保健事業等に関する援助等)

第百三十一条 国保連合会及び指定法人は、後期高齢者医療の運営の安定化を図るため、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業及び第百二十五条第五項に規定する事業、後期高齢者医療給付に要する費用の適正化のための事業その他の事業(以下この条において「高齢者保健事業等」という。)に関する調査研究及び高齢者保健事業等の実施に係る後期高齢者医療広域連合間(国保連合会においては、後期高齢者医療広域連合と当該後期高齢者医療広域連合から第百二十五条の二第一項前段の規定により委託を受けた市町村との間及び当該委託を受けた市町村間を含む。)の連絡調整を行うとともに、高齢者保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、高齢者保健事業等の実施状況の分析及び評価その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。